議第９９号

情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について

本市情報公開・個人情報保護審査会条例を下記のとおり制定するものとする。

令和４年（２０２２年）１２月５日提出

柏崎市長　櫻　井　雅　浩

記

新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例

（趣旨）

第１条　この条例は、柏崎市情報公開・個人情報保護審査会の設置及び組織並びに調査審議の手続等について定めるものとする。

（設置）

第２条　情報公開制度における審査請求及び情報公開制度の適正かつ円滑な運営並びに個人情報保護制度における審査請求及び個人情報の適正な取扱いの確保について調査審議するため、柏崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。

（定義）

第３条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

⑴　諮問庁　新潟県柏崎市情報公開条例（平成１０年条例第５号。以下「情報公開条例」という。）第１４条第１項の規定により審査会に諮問をした実施機関（情報公開条例第２条第１号に規定する実施機関をいう。以下同じ。）並びに個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。以下「個人情報保護法」という。）第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定により審査会に諮問をした市の機関（新潟県柏崎市個人情報の保護に関

する法律施行条例（令和４年条例第　号。以下「法施行条例」という。）第２条第１項に規定する市の機関をいう。以下同じ。）及び新潟県柏崎市議会個人情報保護条例（令和４年条例第　号。以下「議会個人情報保護条例」という。）第４５条第１項の規定により審査会に諮問をした議長をいう。

⑵　公文書　情報公開条例第１０条第１項に規定する公開決定等に係る公文書（情報公開条例第２条第２号に規定する公文書をいう。）をいう。

⑶　保有個人情報　次に掲げるものをいう。

ア　個人情報保護法第７８条第１項第４号、第９４条第１項又は第１０２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第６０条第１項に規定する保有個人情報のうち同項に規定する地方公共団体等行政文書に係るものをいう。）

イ　議会個人情報保護条例第２０条第５号ア、第３５条第１項又は第４２条第１項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（議会個人情報保護条例第２条第４項に規定する保有個人情報をいう。）

（所掌事項）

第４条　審査会は、次に掲げる事項について調査審議する。

⑴　情報公開条例第１４条第１項の規定による諮問に応じ、情報公開に係る審査請求に関する事項

⑵　実施機関の諮問に応じ、情報公開制度の運用に関する事項

⑶　個人情報保護法第１０５条第３項において準用する同条第１項の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第４５条第１項の規定による諮問に応じ、個人情報保護に係る審査請求に関する事項

⑷　法施行条例第８条の規定による諮問又は議会個人情報保護条例第５０条の規定による諮問に応じ、個人情報の適正な取扱いの確保に関する事項

⑸　市の機関の諮問に応じ、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成２５年法律第２７号）第２７条第１項に規定する特定個人情報保護評価に関する事項

（組織）

第５条　審査会は、委員５人以内をもって組織する。

（委員）

第６条　委員は、優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

２　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

３　委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

４　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（会長）

第７条　審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

２　会長は、審査会を代表し、会務を総理する。

３　会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

（審査会の調査審議）

第８条　審査会の調査審議は、この条例に定めるところにより、実施する。

（審査会の調査権限）

第９条　審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書又は保有個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された公文書又は保有個人情報の開示を求めることができない。

２　諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。

３　審査会は、審査請求に係る事件に関し必要があると認めるときは、諮問庁に対し、公文書に記録されている情報又は保有個人情報に含まれている情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。

４　第１項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人（行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第１３条第４項に規定する参加人をいう。以下同じ。）又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の

提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第１０条　審査会は、審査請求人等から申出があったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

２　前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第１１条　審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（提出資料の閲覧等）

第１２条　審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又はそれらに係る写しの交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

２　審査会は、前項の規定による閲覧をさせ、又は交付をしようとするときは、当該閲覧又は交付に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

３　審査会は、第１項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

４　第１項の規定による交付を受ける審査請求人等は、手数料を納めなければならない。

５　審査会は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、

前項の手数料を減額し、又は免除することができる。

６　第４項の規定による手数料の額及び前項の規定による手数料の減額又は免除については、新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年条例第３２号）に定めるところによる。

（審査請求に係る調査審議手続の非公開）

第１３条　審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第１４条　審査会は、審査請求に係る諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（審査請求に係る調査審議以外の調査審議）

第１５条　審査会は、次の各号に掲げる所掌事項を遂行するため必要があると認めるときは、当該各号に定める機関に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

⑴　第４条第２号に規定する所掌事項　実施機関

⑵　第４条第４号に規定する所掌事項　市の機関又は議会

⑶　第４条第５号に規定する所掌事項　市の機関

２　審査会は、前項各号に掲げる所掌事項を遂行するため特に必要があると認めるときは、当該各号に定める機関以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（委任）

第１６条　この条例に定めるもののほか、審査会に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

第１条　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

（情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止）

第２条　新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成１１年条例第５号）は、廃止する。

（情報公開・個人情報保護審査会条例の廃止に伴う経過措置）

第３条　この条例の施行の際現に前条の規定による廃止前の新潟県柏

崎市情報公開・個人情報保護審査会条例（以下「旧条例」という。）第１条の規定により設置された柏崎市情報公開・個人情報保護審査会（以下「旧審査会」という。）の委員である者は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）に、第６条第１項の規定により、審査会の委員として委嘱されたものとみなす。

２　前項の規定により施行日に委嘱されたものとみなされる委員の任期は、第６条第２項の規定にかかわらず、旧審査会の委員としての任期の残任期間とする。

３　施行日前に旧審査会にされた審査請求に関する諮問（この条例の施行の際これに係る調査審議を終えていないものに限る。）は、施行日において審査会に諮問されたものとみなす。この場合において、旧審査会により施行日前に行われた調査審議は、この条例の定めるところにより審査会により行われたものとみなす。

４　この条例の施行の際旧審査会が行っている法施行条例附則第２条の規定による廃止前の新潟県柏崎市個人情報保護条例（平成１１年条例第４号）の規定によりその権限に属させられた事項又は個人情報保護制度に関する重要事項に関する調査審議については、第４条に規定する審査会の所掌事項に該当すると認められるものに限り、施行日以後、引き続き審査会が行う。

５　この条例の施行の際現に旧審査会の委員である者又は施行日前において旧審査会の委員であった者に係る旧条例第５条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

（手数料条例の一部改正）

第４条　新潟県柏崎市手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第９号第４項事務の欄中「交付」の次に「及び新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例第１２条の規定に基づき柏崎市情報公開・個人情報保護審査会が行う意見書等の写し等の交付」を加え、同項名称の欄中「主張書面等」の次に「又は意見書等」を加える。

参考資料

新潟県柏崎市手数料条例（平成１１年１２月１６日条例第３２号）

## 改正後

**別表**（第２条関係）

（９）　その他共通関係

| | 事務 | 名称 | 手数料の額 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| ４ | 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付及び新潟県柏崎市情報公開・個人情報保護審査会条例第12条の規定に基づき柏崎市情報公開・個人情報保護審査会が行う意見書等の写し等の交付 | 主張書面等又は意見書等の写し等の交付手数料 | 片面１枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円） |
| （略） | | | |

## 改正前

**別表**（第２条関係）

（９）　その他共通関係

| | 事務 | 名称 | 手数料の額 |
|---|---|---|---|
| （略） | | | |
| ４ | 行政不服審査法第81条の規定に基づき同条の機関が行う主張書面等の写し等の交付 | 主張書面等の写し等の交付手数料 | 片面１枚につき10円（カラーで複写され、又は出力された用紙にあっては、20円） |
| （略） | | | |